

第4次湯梨浜町行政改革 大綱(湯梨浜改革プラン)

令和5年3月

鳥取県東伯郡湯梨浜町

目次

I	大綱策定の基本的考え方	
1	行政改革の必要性	2
2	行政改革推進の期間	3
3	進行管理と評価.....	3
II	湯梨浜町が目指す行政改革	
1	行政改革の基本理念	4
2	行政改革の基本方針	4
	(1) 透明で公正な行政の推進	
	(2) 簡素で効率的な行政の推進	
	(3) 迅速で危機管理能力に優れた行政の推進	
3	見直しの視点	6
4	行政改革推進の具体的方策	6
	(1) 開かれた行政システムの確立	
	(2) 事務事業の見直し	
	(3) 組織・機構の見直し	
	(4) 定員管理及び給与の適正化	
	(5) 危機管理能力の強化	
5	数値目標	11

I 大綱策定の基本的考え方

1 行政改革の必要性

湯梨浜町が平成16年10月1日に誕生して18年が経過しました。新町誕生後、「湯梨浜町行政改革大綱」を3次にわたり策定し、住民サービスの向上を基本理念としながら、効率的な事務執行、創造的な施策推進等により、町民から愛され、魅力のある持続発展可能なまちづくりを推進し、令和3年度からは「第4次総合計画」の下、“住みやすく 魅力と活気あふれる 愛のまち”実現に向けて取り組んできました。

この間、課・室の統廃合や分庁方式の廃止、公民館体制や各種使用料の見直し、公共施設の統廃合の取り組みなど、組織・機構の改革のほか、事務事業の見直しなどにより財政健全化の推進には一定の成果が見られました。

しかし、今後一層進行する人口減少や少子高齢社会等への社会構造の変化、環境問題の深刻化や自然災害の激甚化、技術革新の進展など、本町を取り巻く社会情勢は日々大きく変化しており、それらに対応するために、継続的な業務改善やより発展的な行政改革への取り組みが求められています。

また、今日では新型コロナウイルス感染症の世界的拡大など未曾有の危機や世界情勢に伴う物価高騰に直面する中、町民の命と暮らしの安全・安心を守り、また「ポストコロナ（コロナ以後）」に大きく変革すると予想される社会や経済の状況も見据えながら、複眼的な視点で行財政運営を行う必要があります。

そして、新型コロナウイルス感染拡大、平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震、毎年のように発生する豪雨災害など、本町がこれまでに経験したことを踏まえた総合的な危機管理対策の強化についても取り組みを進めていく必要があります。

このような認識に立ち、社会や経済の情勢の急激な変化にも対応し、一人一人の町民及び湯梨浜町職員が持てる能力を発揮できる持続可能なまちづくりを進めるため、第4次湯梨浜町行政改革大綱を策定し、行政改革の推進に取り組みます。

2 行政改革推進の期間

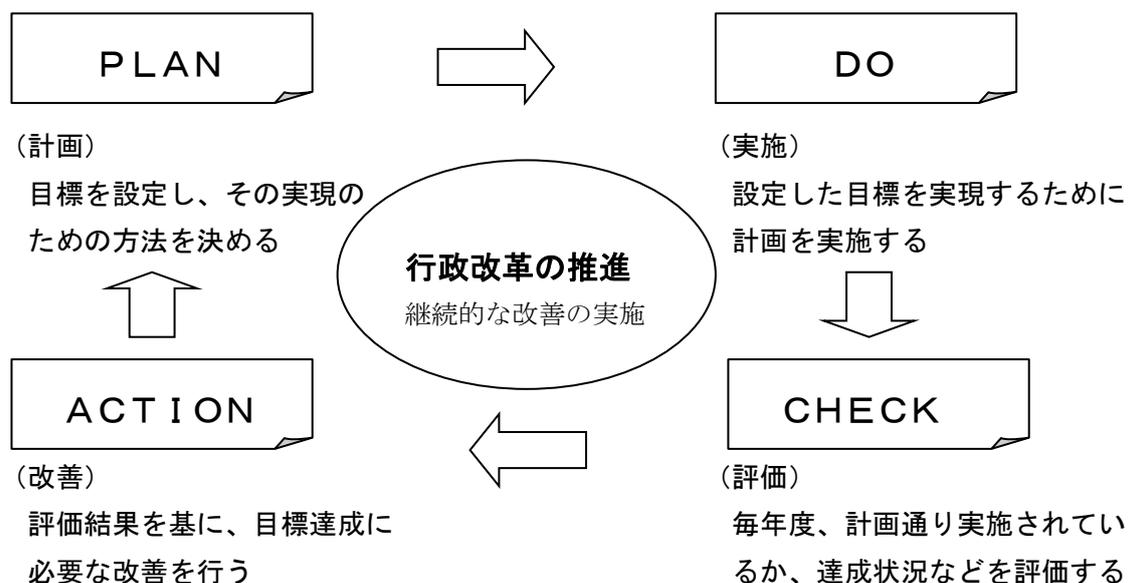
この大綱の計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

ただし、原則として3年後の令和7年度には、社会情勢、進捗状況等を勘案し、必要に応じ中間見直しをします。

3 進行管理と評価

進行管理は、QMS（クオリティマネジメントシステム：品質管理を中心とした組織の活動で、町民（顧客）満足を達成し、継続的な改善を意図する。）を活用して行い、マネジメントサイクル（PDCAサイクル※）に基づいた点検により自らが評価するとともに、推進状況については「行政改革推進委員会」に報告します。また、町広報紙やホームページなどを通じてわかりやすい形で町民に公表するものとします。

※マネジメントサイクル



Ⅱ 湯梨浜町が目指す行政改革

1 行政改革の基本理念

行政運営は、限られた資源（人、もの、財源、情報）を有効に活用し、質の高い行政サービスの提供により町民の満足度を高めることが目的です。

そのため、今後も町民の積極的な行政参画を促しながら、町民と行政が共に進めていくまちづくりを推進するため、厳しい財政状況を克服し、将来にわたって持続可能な財政基盤の確立を目指し、ニーズに沿った行政サービスを安定的に提供できるよう、継続的に行政改革に取り組んでいく必要があります。

コスト削減、人員削減、合理化の推進などを主体とした量的な行政改革はこれまで行政運営のスリム化に一定の成果を上げており、継続していく必要がありますが、今後はさらに SDGs（エス・ディー・ジーズ：持続可能な開発目標）の理念である「誰ひとり取り残さない」行政を目指し、限られた資源を有機的に結び付け、町民の安全性、利便性、快適性がより確保され、持続可能で魅力あふれるまちづくりが実現できる質的な行政改革も併せ、一層の推進を図ります。

そして、本町の今後のまちづくりの指針となる第4次総合計画のキャッチフレーズとして掲げる「住みやすく 魅力と活気あふれる 愛のまち」の実現を目指します。

2 行政改革の基本方針

(1) 透明で公正な行政の推進

町民と行政とが協力してまちづくりを推進していくためには、情報公開条例や行政手続条例の的確な運用に努めながら、さまざまな行政情報を積極的に公開し、町民からの意見や情報を町の政策形成に反映させることが必要です。

また、限られた資源の中で、行政サービスを行うためには、これまで以上に町民の理解と協力を得ることが必要です。そのため、町が持っている情報を適切な時期に、しかもわかりやすい形で積極的に提供するとともに、広く町民の声に耳を傾ける環境づくりを推進します。

(2)簡素で効率的な行政の推進

限られた資源を有効に活用して自主的なまちづくりを推進していくためには、「行政運営」から「行政経営」へという意識改革と中長期的な展望に立った健全な財政基盤の確立が求められます。

そのため、職員研修の充実等により人材育成を図るとともに、民間活力等の活用や時代に即応した機構改革、内部管理事務の効率化など、組織及び運営の合理化に努め、情報化の推進を図りながら簡素で効率的な行政を推進します。

(3)迅速で危機管理能力に優れた行政の推進

新型コロナウイルス感染症拡大や様々な自然災害など、危機的状況に直面した際には、迅速かつ的確な対応が求められるため、組織の危機管理能力の向上や地域のコミュニティー意識の醸成が必要です。

そのため、これまで経験してきた自然災害などをマネジメントサイクルにより点検、評価し、必要な研修、訓練を重ねることで組織の危機管理能力の向上を図るとともに、集落ごとの自主防災組織の設立、防災士の育成など、危機的状況に備えた体制の整備を推進するため、地域のコミュニティー意識の醸成を支援します。

また、災害に強い環境整備を促進し、さらには、自然災害の一因である地球温暖化の防止対策を推進します。

3 見直しの視点

改革の推進に当たっては、前述の基本方針の下、組織・機構のあり方や職員の定員管理等、喫緊の課題への対応をはじめ、以下の観点から検討を行います。

- (1) 開かれた行政システムの確立
- (2) 事務事業の見直し
- (3) 組織・機構の見直し
- (4) 定員管理及び給与の適正化
- (5) 危機管理能力の強化

4 行政改革推進の具体的な方策

(1) 開かれた行政システムの確立

① 情報公開と説明責任による透明性の確保

住民参画のまちづくりを推進するため、個人情報の保護を徹底しながら、TCC、ホームページ等のメディアを通じて、積極的に情報公開を行うとともに、説明する責務を果たします。

町の広報紙やホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス：インターネット上で人と人とのつながりや交流を楽しむコミュニティ型の会員制サービス。）をはじめとした行政情報の提供手段などの工夫・改善を図り、わかりやすい行政情報の公表に努めます。また、行政運営に対する町民からの提言、提案あるいは苦情、疑問に対する対応

や是正策を町民にフィードバックする取り組みを徹底します。

② 情報活用能力の向上

職員及び町民の情報活用能力の向上を推進するため、研修や人材育成等に努めます。

③ 住民ニーズに対応するシステムの形成

行政施策の推進や計画の策定及び政策形成過程において、住民の意見を募集します。また、接遇マナーや行政サービスなど、総合的に行政の品質を高め、住民満足度の向上に努めます。

(2) 事務事業の見直し

① 事務事業の整理合理化

行政の責任領域を改めて見直し、行政関与の必要性、受益と負担の公平性の確保、行政効率や効果等を十分に評価し、引き続き事務事業の整理・合理化に積極的に取り組みます。

② 自治体D Xの推進

行政の効率化や町民に対する行政サービスの向上を図るため、住民ニーズとコスト削減を強く意識しながら、情報化社会に対応した自治体D X（デジタル・トランスフォーメーション：ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。）を推進し、行政手続きのオンライン化、A I（アーティフィシヤル・インテリジェンス：人工知能）・R P A（ロボティック・プロセス・オートメーション：パソコンなどを用いて人力で行っていた作業をコンピュータ・プログラムに組み込まれたロボットが代行し、自動化すること。）を活用した業務の効率化・高度化を進めていきます。

また、自治体DXを推進する中で、町民の誰一人もデジタル化の流れから取り残されることがないように、情報格差の解消に努めながら地域の情報化を推進します。

デジタル社会の進展に合わせ、個人情報の保護を徹底し、情報の厳格な運用や強固なシステム構築を図ることで、情報の管理を強化するとともに、県と市町村が共同して、クラウド技術を活用した情報システムの共同化を進めていきます。

③ 民間委託等の推進

事務事業全般にわたる見直しを行い、行政が担うべき業務の明確化を図り、民間のノウハウ、活力を有効に活用することで、サービスの向上や業務の効率化、経費の節減が図られるものについては、積極的に民間委託等を推進します。

④ 補助金等の整理合理化

従来からの経緯、実情等に配慮しながら、目的、効果、必要性、公平性の観点から定期的な見直しを継続します。また、新設の補助金については、必要性、効果についての十分な検討と終期設定を行うこととします。

⑤ 指定管理者制度等の活用

公共施設については、公共施設等総合管理計画による継続、集約化、転用、廃止、長寿命化の検討結果などを踏まえ、公共施設の有効利用の促進、サービスの向上と運営の効率化が図られると認められるものについては、積極的に指定管理者制度やPFI（民間資金と経営能力、技術力を活用し、公共施設の設計・建設・改修・更新や維持管理、運営を行

う公共事業の手法。)の手法を用いるなど、民間の資金や経営能力を活用する体制に移行します。

⑥ 財政の健全化

今後も限られた財源の中で、最大限の住民サービスを提供できるよう、持続可能な財政運営の確立を図ります。

近年、国からの普通交付税が減少傾向にある中で、人口減少や高齢化により税収の増加も見込めないことから、従来にも増して歳出全体の徹底した洗い出しを行うとともに、予算配分の重点化・効率化を実施することにより、選択と集中を図っていきます。また、利用者負担の原則と公平性の観点から適正な利用料・使用料の設定などに必要な調査、検討を行うとともに、不要、不急な予算執行を根絶します。

(3) 組織・機構の見直し

① 柔軟性、即応性を持った組織・機構の構築

町民の目線に立ち、町民にわかりやすい組織づくりを行うとともに、内部、外部からの意見を柔軟に取り入れ、社会、経済情勢の変化と行政需要に対応するため、適宜組織の見直しを行います。

施策や事務事業の内容や実施手法については、常に点検、見直しを行い、より効果的なものへの改善を図ります。

② 各種委員会、審議会、附属機関等の見直し

各種委員会、審議会、附属機関等における女性の登用率の向上を図り、政策や方針決定の場への女性の参画を積極的に推進します。

(4) 定員管理及び給与の適正化

① 定員管理の適正化

人件費の抑制については、これまで職員の定員適正化計画に基づく人員削減を主体に進めてきました。しかし、国・県制度の新設・改正や権限移譲、新型コロナウイルス感染症対応等により事務事業が増大する中、必要な行政サービスを維持するためには、これまで以上の人員削減は困難な状況となり弾力的な運用も求められています。

このため、業務の実情を把握したうえで職員配置の適正化を進めるとともに、業務の民間委託や民営化の推進などを総合的に検討しながら、定員の適正化を図ることとします。

② 給与の適正化

人事院勧告や国・県の動向を見ながら、職務と責任を考慮して、引き続き給与の適正化に努めます。公務能率評価制度については、勤勉手当の成績率や昇給等へ反映させていきます。

また、時間外勤務手当については、事務事業の整理合理化と自治体DXの推進などにより事務改善を図ることや職員配置も検討しながら、引き続き削減に向けて積極的に取り組み、人件費総額の抑制を図ります。

(5) 危機管理能力の強化

① 危機管理体制の強化

危機管理意識・能力の向上、通信機器・備蓄品等の整備などを行い、頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染拡大などの危機に対して、適切かつ迅速に対応できる体制づくりを進めます。

② 災害に強い環境の整備

「公助」として、災害に強い環境を整備します。一般住宅、公共施設、避難所等の耐震化を促進するとともに、河川の氾濫や土砂災害を防ぐための治水・治山・砂防対策事業などを推進します。

③ 地域の防災力の向上

災害が発生した場合、現場での適切な初期活動が被害の軽減につながることから、様々な主体による「自助」「共助」の取り組みを進める必要があります。そのため、町民等の自発的な活動につながるよう、地域のコミュニティー意識の醸成を啓発・支援し、地域の防災力の向上を図ります。

④ 地球温暖化防止対策等の推進

自然災害の一因である地球温暖化防止対策として、再生可能エネルギーの導入を促進し、脱炭素化等の取り組みを行うとともに、自然災害につながる環境問題の解決に努めます。

5 数値目標

この大綱の目的を達成するため、可能な限り目標の数値化に努めることによって、進行管理をよりわかりやすくしていきます。

なお、数値目標は大綱を補完するために策定する集中改革プランの中で示していきます。